

しゆつにゆうこくざいりゆうかん り ちよう にゆうかん  
出入国在留管理庁（入管 Immigration Services Agency）からのお知らせ

あたら  
新しいコロナウイルスへの対策で、日本に帰ることができなかった「永  
じゆうしや ひと とくべつ つく  
住者」の人のために、特別なルールを作りました。

### 【特別なルール】

えいじゆうしや ひと にほん かえ ひと ていじゆうしや  
もともと「永住者」の人で、日本に帰ることができなかった人は、「定住者」  
さしやう  
の査証（ビザ visa）をもらって、日本に来れば、空港で、「永住者」の在  
りゆう しかく  
留資格がもらえます。

さいにゆうこくきよ か ねん がつ にち にほん はい  
★再入国許可が、2020年1月1日から、「日本に入ることができるよう  
になっただ日」から1か月後までの人が特別なルールを受けられます。（再  
にゆうこくきよ か きげん つか さいご ひ がつ にち あと ひと  
入国許可の期限＜＝使うことができる最後の日＞が1月1日から後の人）。

さしやう  
★査証（ビザ visa）は、大使館や領事館で、もらいます。  
にほん はい  
日本に入れるようになってから、6か月以内に、書類を出してください。  
たいし かん りやうじかん さしやう  
大使館や領事館で査証（ビザ visa）をもらうために書類を出すときに、  
えいじゆうしや  
永住者だったと言ってください。  
ていじゆうしや さしやう  
そうすれば、「定住者」の査証（ビザ visa）がもらえます。

にほん はい ひ にゆうこく  
★「日本に入れるようになった日」からでないと、入国はできません。

にほん はい ひ  
★「日本に入ることができるようになった日」は、あなたが今住んでいる国  
ちいき きまり み  
や地域で決まります。↓を見てください。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00155.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00155.html)

さしやう てつづき ひつよう しよるい がいむしやう み  
★査証（ビザ visa）の手続に必要な書類は、下の外務省のページを見て  
ください。

[https://www.mofa.go.jp/about/emb\\_cons/over/multi.html](https://www.mofa.go.jp/about/emb_cons/over/multi.html)